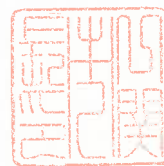


生 第 4001 号

平成 25 年 7 月 1 日

宮城県知事 村井 嘉浩 様

一関市長 勝部 修



「気仙沼市民の森風力発電事業に係る環境影響評価方法書」に対する意見について

平成 25 年 5 月 29 日付け、環対第 112 号で通知のありました、宮城県環境影響評価条例第 27 条第 2 項の規定による意見について下記のとおり回答します。

記

- 1、 環境影響評価を行う過程において、項目及び選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じて選定した項目及び手法等見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。
- 2、 環境影響の予測にあたっては、できる限り定量的な手法を用いること。
騒音、低周波調査、電波障害については、事業区域に隣接する集落毎に最寄の民家全ての地点で行うこと。
シャドウフリッカー調査についても、影の影響が及ぶ全ての地域を対象に実施すべきと考える。
- 3、 事業計画を詳細に進めるに当たっては、周辺環境の保全および人的影響に最大限配慮し、地域住民の理解を得ること。

担当 一関市市民環境部生活環境課
生活保全係長 千葉精一

Tel.0191-21-8342 fax0191-21-2101

25.7.2